平成２４年（フ）第１１８号
岩手県岩手郡雫石町上町南23番地１　アヴァンセＥ棟、旧住所盛岡市湯沢南１丁目17番16号
債務者　佐藤　康孝
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１１９号
岩手県岩手郡雫石町上町南23番地１　アヴァンセＥ棟、旧住所盛岡市湯沢南１丁目17番16号
債務者　佐藤　玲奈
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２９号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第７地割154番地10
債務者　兒玉　美紀
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１３３号
盛岡市西青山１丁目14番８号
債務者　阿部　房子
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３２６号
千葉県野田市宮崎99番地の９　けやき103号室、住民票上の住所千葉県野田市宮崎99番地の９　けやき台103
債務者　栗原　誠治
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３４０号
千葉県柏市若柴110　千葉・柏たなか病院内、住民票上の住所千葉県柏市若柴２番地８　三貴ハウス205号
債務者　砂子間義和
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２４号
高知県幡多郡黒潮町浮鞭965番地４
債務者　佐井美智子
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第８６９号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘９棟201号
債務者　山本　勇治（旧姓花井・斉藤）
１　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９号
鹿児島県曽於郡大崎町持留298番地７
債務者　岩崎　秀司
１　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
青森県つがる市木造増田39番地６
債務者　今　　俊彦
１　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
青森県五所川原市大字田川字薮里36番地
債務者　奈良　理絵
１　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
青森県つがる市木造若緑11番地　木造若緑団地５－８号
債務者　長谷川美保子
１　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
青森県つがる市木造蓮花田村上26番地３
債務者　平澤富士子
１　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
和歌山市弘西869番地
債務者　上田　聖二
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３６号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地５
県営住宅９棟１階162号
債務者　田嶋　　茂
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地５
県営住宅９棟１階162号
債務者　田嶋　富江
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係